

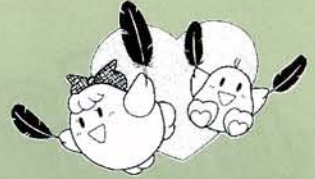
2006年5月 No.460

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司
http://www.kyoshakyo.or.jp



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…ぶらっとホーム
京都ひきこもりと不登校の家族会「ノンラベル」
- 4面…運営適正化委員会からの報告
- 6面…「介護サービスの情報の公表」が導入
- 8面…平成18年度京都府社協事務局体制



版画/美山

もえくさ

五月は「憲法月間」。そこで、憲法二十五条（生存権）に関わる五月の出来事について書いてみたい。
▼今年の五月一日は、「公害の原点」といわれる水俣病が公式に確認されたからちょうど五十年。その後、国と熊本県の賠償責任を認めた最高裁判決が二〇〇四年十月。この間、国が水俣病と認定した患者二千九百五十五人の内、一千九人はすでに死亡している。最高裁判決後に認定申請が急増し、その数約四千人の内九割は初めての申請で、知らなかったり、差別の中で言い出せなかった人たちだという。半世紀も前に確認された生命・健康破壊の公害病に苦しむ患者が未だに救済されない壁は、初期に疫学調査をしなかったために被害の全貌が把握されていないことが指摘されている。昨年十月に国家賠償請求訴訟を起こした原告は二十八人になる。▼五月二日、アスベストの健康被害問題で、「ニチアス」が工場周辺住民に救済金を支払うと発表した。アスベスト問題は、昨年六月の「クボタ・ショック」で大きな社会問題として取り上げられ、史上最悪の公害となる可能性があると言われている。日本では、一九七一年に労働省が、翌年には環境庁が影響を指摘する文書を出しており、現に我が国の中皮腫死亡者数は、一九九五年の五百人が二〇〇四年には約二倍の九百五十三人となっている。今年五月末に、石綿救済新法が対象としない工場周辺の住民・遺族らが、初の国家賠償請求を提訴する。この災害の究明はこれから始まる。▼五月十二日、全国十三地裁百七十人が係争中の原爆症集団訴訟の初の司法判断となった大阪地裁判決は、国のこれまでの審査基準を「機械的」と指摘し、原告九名全員を原爆症と認定した。九名の平均年齢は七十七歳、原爆が投下されて今夏で六十年になる。いま被爆者健康手帳を持つ人は全国で二十六万六千六百六十人、うち原爆症認定者は二千二百五十一人。被爆者であるが、原爆症と認定されていない人が九十九.二%である。▼憲法二十五条といえば朝日訴訟が思い出されるが、最高裁判決は三十九年前の五月二十四日だった。岡山県津山市にある原告朝日茂さんの墓碑の正面には「人間裁判 朝日茂」、碑の右側面に「守れ憲法二十五条」、左側面に「すべて国民は健康で文化的な生活を送る権利を第一に保障される。憲法二十五条の理念は社会福祉構築の土台であることを心に刻みよ。」

ぱらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。



京都ひきこもりと不登校の家族会ノンラベルの田井みゆき代表

京都ひきこもりと不登校の家族会 ノンラベル 生きにくさを支えるために

アスペルガー障害 思春期 青年期 成人期部門 アスペ・ノンラベル 代表 田井 みゆき さん

四条通と西大路通が交わる交差点を一筋東へ入り、三〇mばかり下がった住宅街の中で、知らなければ通り過ぎてしまふほど自然な形でとけこむように「ノンラベル」はありました。ドアを開けて中に入ると「ただいま！」と思わす言ってしまうような暖かい雰囲気包まれます。今日は「ひきこもりと不登校」に家族会とともに取り組んでおられる代表の田井みゆきさんにお話をうかがいました。

*設立のきっかけ

田井さんご自身、四年半もの間、パニック障害に苦しみ、周りの理解と励まし、医

療の助けを受けて克服されました。また、お子さんが不登校になった経験もお持ちで、本人はもちろん、この時の家族のしんどさ、苦しさを和らげる手助けができればと、一

九九八年から田井教育心理研究所として「不登校」に関する親御さんの相談を受けておられました。本人の年齢が上るにつれて「ひきこもり」へと移行する方々の相談が急増し、個人での対応が困難になったため二〇〇一年九月に「京都ひきこもりと不登校の家族会ノンラベル」を立上げられました。

*活動について

発足当初四組だった家族会が、ロコミで翌月には四〇組と劇的に増え、翌年四月に新聞紙面に取り上げられると増加の一途をたどりました。そのため、ボランティアを募集したところ一一名の希望者があり、現在では大学一回生から五〇代後半の方まで一五名のスタッフが運営に協力しています。

事務局の構成は代表、副代表、事務局長、援助職・研究者二二名（精神保健福祉士四名、臨床心理士二名を含む）で、日々、二三名が常駐し来所者のケアに当たっています。

「最近では電話予約後、個人面談（もちろん家族での面談です）をして、個々の状態に応じて訪問ケアや病院等個人の行きたいところへの同行、一人で外出可能な方には居場所「ほけっと」の提供などを行っています。「ほけっと」には語りやゲーム、楽器（ピアノ・ギター・ドラム）、食事やお茶の部屋があります。また、「ほけっと」は対人関係トレーニングを兼ねているのでカウンセラーが常駐しています。最近ではアスペルガー障害を抱える人が非常に多くなり、利用者の要望で二〇〇四年にアスペルガーを対象にした「アスペ・ノンラベル」として、思春期・青年期・成人期部門を、母体の家族会ノンラベルから立上げ、活動を広げています。今では全国から来所可能な範囲の方が相談に來られ、また、今まで診断が付きにくかった人たちも来所され、この内、医療を必要としておられる方が多いそうです。

*今後の抱負

やりたいことはいっぱいあるが、財政的に制約を受けているのが実情だと思います。その中でも、ぜひ実現させたいことは就労

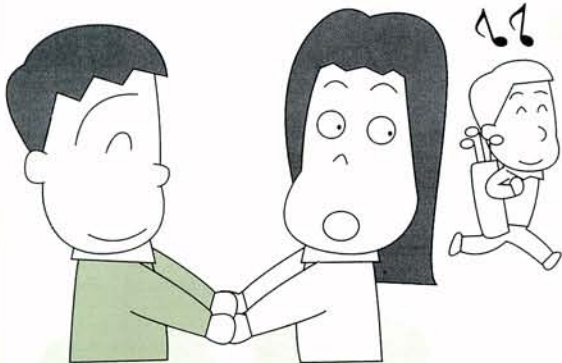
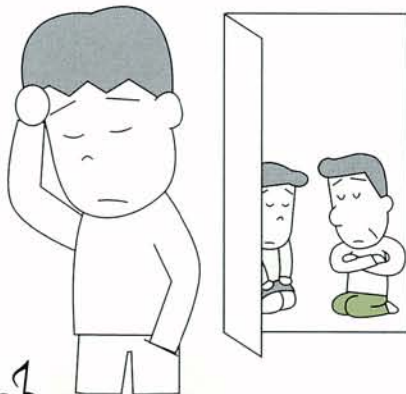
*なぜ家族会なの？

■ひきこもりや不登校の個人をケアする機関等はたくさんあるけれど、それを見守る家族のケアをするところがなかったこと。



■家族が気持ちを吐露できる 安心・安全・信頼の場所が必要と感じていたこと。

■親が落ち込むと本人にもダメージを与えかねない。(自傷行為に走ることもあり得る)



■母親だけが関わってもうまくいかない、家族参加(家族が足並みをそろえて)で取り組む姿勢が必要と実感したから。

■家族が元気で健常でいることがとても大切。



支援の事業所を上げること。入所から就労につなげ、自立へと向かうのが理想だと考えておられます。もう一つ、発達障害者支援センターの立上げに関わりたいという思いも抱いておられます。

「ノンラベルの活動は本来ならば行政が対応すべきことばかりです。行政が関わることとで利用者(親)の経済的負担が減って

きます。サポートしていく上では、民と官の連携は不可欠です。昨年、四千名の署名が集まった補助の請願書を京都府に提出し、府議会で採択されました。このことは官を巻き込む活動につながる一歩でもあります。今後はNPO法人格等を取るつもりはありません。制約を受けることなく利用者にとって各々の方の個別援助計画を立て、実行し

ていきたいため」と田井さんは話されました。この取材を通して、今まで目線を向けられることのなかった部分に自らの体験を重ね合わせることで、「共感」「共有」を見出し、社会の中で「共存」を目指すという、簡単そうで非常に困難な課題に向かわ

運営適正化委員会からの報告

平成17年度苦情相談・受付状況について

京都府社協福祉サービス運営適正化委員会が設置され、5年が経過しました。

17年度に当委員会に寄せられた苦情申出・問合せ件数は、123件あり（昨年度実績122件）、普及・定着が図られつつあります。

苦情相談・問い合わせ受付については、多くが電話によるものですが、来所による相談も昨年に比べ増加しています。苦情の内容としては、「職員の接遇」「サービスの質や量」に関するものが多く、種別としては高齢関係、障害関係が多くありました。

一方で、苦情の申し出中、約三割が匿名であり、苦情が出しやすい環境とは言いがたい状況があります。事業所の一層の理解を深めていくと同時に苦情にかかる関係機関の連携を積極的に行っていく必要があります。

今後は、苦情を出しやすい環境づくりが大切であり、事業所段階における苦情解決体制のより一層の整備、とりわけ第三者委員の設置率アップと実際に機能させることが課題と考えています。

苦情相談の受付・解決の状況

苦情相談・問い合わせ受付件数 123件 (平成17年4月～平成18年3月)

		相談方法					合計
		電話	来所	FAX	手紙	メール	
苦情相談	福祉サービスに関する事項	46	9	0	0	0	55
	福祉サービス以外の事項	6	2	0	0	0	8
委員会業務等に関する事項		44	0	0	0	0	44
連絡・調整事項・その他		14	2	0	0	0	16
合計		110	13	0	0	0	123

「苦情相談」対応状況等 59件 (平成17年4月～平成18年3月)

	件数	対象種別				対応状況						
		高齢関係	障害関係	児童関係	その他	相談助言	紹介伝達	あっせん	通知	その他	継続中	意見要望
福祉サービスに関する事項	48	25	16	5	2	38	0	0	0	0	6	0
福祉サービス以外の事項	11	0	3	0	8	6	0	0	0	1	0	1
	59	25	19	5	10	44	0	0	0	1	6	1

うち「苦情相談」対応状況等

	件数	対象種別			
		高齢関係	障害関係	児童関係	その他
福祉サービスに関する事項	48	25	16	5	2
職員との接遇	16	9	5	1	1
サービスの質や量	16	8	6	1	1
利用料	3	2	1	0	0
説明・情報提供	5	3	0	2	0
被害・損害	4	2	2	0	0
権利侵害	4	1	2	1	0
その他	0	0	0	0	0
福祉サービス以外の事項	11	0	3	0	8
行政施策	7	0	2	0	5
その他	4	0	1	0	3
合計	59	25	19	5	10

平成18年度 第三者評価事業の受診事業所の募集のお知らせ

平成18年度の第三者評価事業の受診事業所の募集が行われます。第三者評価事業は、介護・福祉サービスの質的向上・改善に寄与することを主たる目的として行われるもので、サービス改善にかかるアドバイス等を得ながら事業者自身がサービスの質の向上に取り組むことを支援するとともに、利用者が事業所を選択する際の参考とするための事業です。

各事業所において積極的に受診をされますようご案内いたします。

評価料金等

(平成18年3月現在)

	評価料金		訪問調査日数		備考
	共通評価基準のみ	共通評価基準と付加基準	共通評価基準のみ	共通評価基準と付加基準	
介護サービス事業所	1事業所当たり 10万円		1日		共通評価基準 (50項目)
福祉サービス施設	介護保険以外の老人福祉施設 (養護老人ホーム、ケアハウス) 共同作業所	1施設当たり 20万円		1日	共通評価基準 (55項目)
	小規模施設 (児童館)	1施設当たり 20万円	現在、国で 検討中	1日	共通評価基準 (55項目)
	児童入所施設 障害者・児施設 保育所	1施設当たり 20万円	1施設当たり 30万円	1日	1.5日

※養成研修を修了した評価調査者が訪問して評価を行います。

〔応募先、問い合わせ先〕

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

(事務局：京都府社会福祉協議会 総務課 企画情報担当部門)

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入るハートピア京都 京都府社協内

TEL 075-252-6291

FAX 075-252-6310

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構ホームページが開設されました。
<http://www.kyoto-hyoka.jp/>

「介護サービス情報の公表」とは？

介護サービス事業所の選択を支援

平成十二年四月に介護保険制度がスタートし、現在全国には十三万ヶ所を超える介護サービス事業所があります。介護サービスは、適切に利用しないと高齢者の心身機能などがかえって低下するおそれがあることが指摘されており、介護サービス情報を事前に入手し、事業所を比較・検討できる環境整備が重要となってきました。

そこで、利用者が事業所を適切に選ぶための情報提供をするしくみとして、平成十八年四月から「介護サービス情報の公表」が導入されます。



「介護サービス情報の公表」のポイント

- 地域にあるすべての事業所について、同じ事項をもとに比較・検討できます
- 公表される情報はすべて、いつでも誰でも自由に入手することができます
- 家族をはじめ、介護支援専門員や介護相談員などと同じ情報を共有でき、サービス利用における相談がしやすくなります
- 事業所が公表している情報と、実際のサービス利用場面で行われる事実が比較できるので、利用しているサービスの状況についても確認できます
- 中立性・公平性、調査の均質性を確保するため、都道府県（またはその指定機関等）が実施主体となります

「介護サービス情報の公表」気になるポイントQ&A

Q2

対象となる介護サービスは何ですか？

平成十八年度から対象となるサービスは、次の九つのサービスです。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 特定施設入居者生活介護
(有料老人ホーム・軽費老人ホーム)
- 福祉用具貸与
- 居宅介護支援
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設

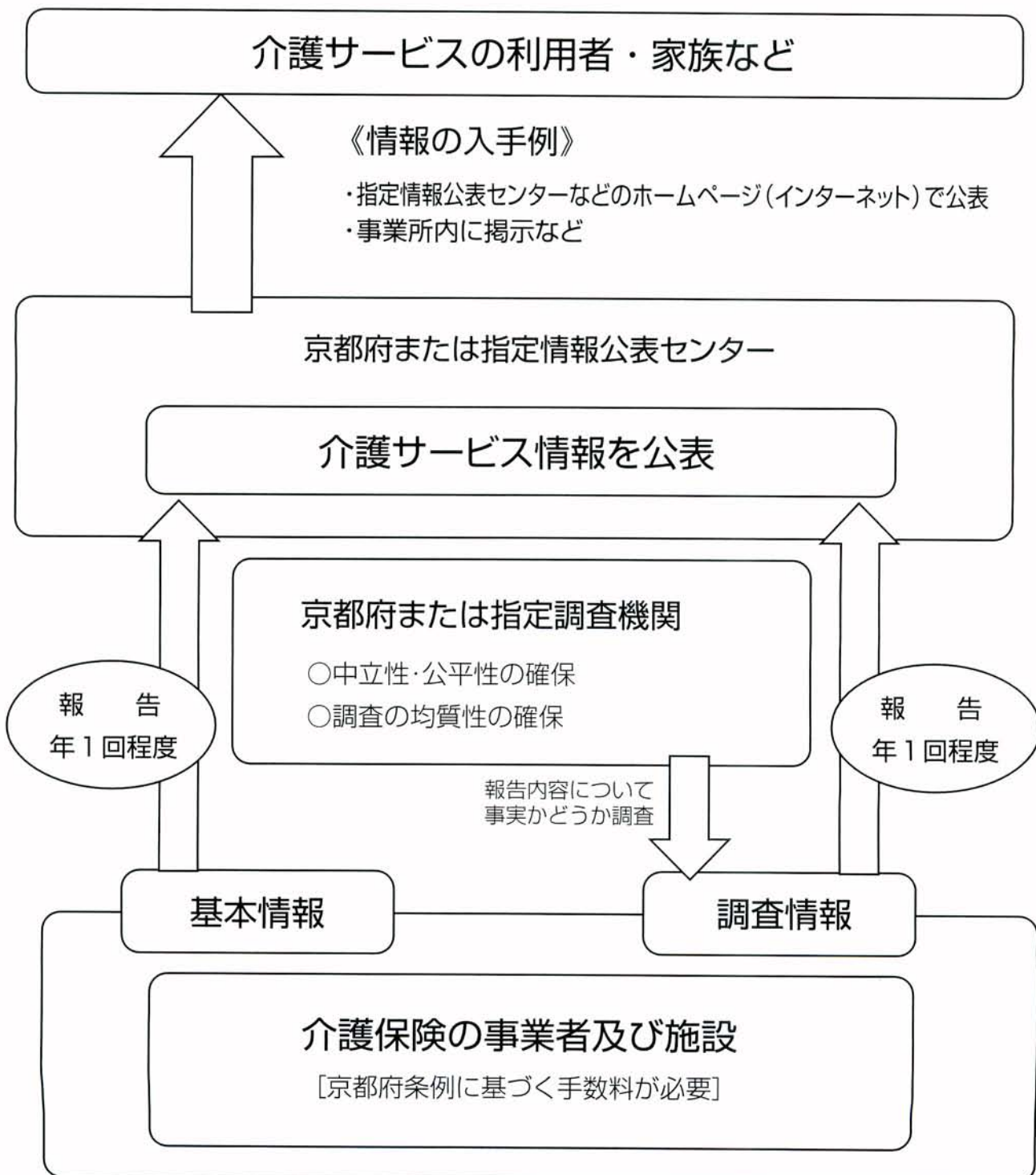
このほかのサービスについては、調査研究や実施体制などの準備を経て、順次追加されていきます。

Q1

どのような情報が公表されるのですか？

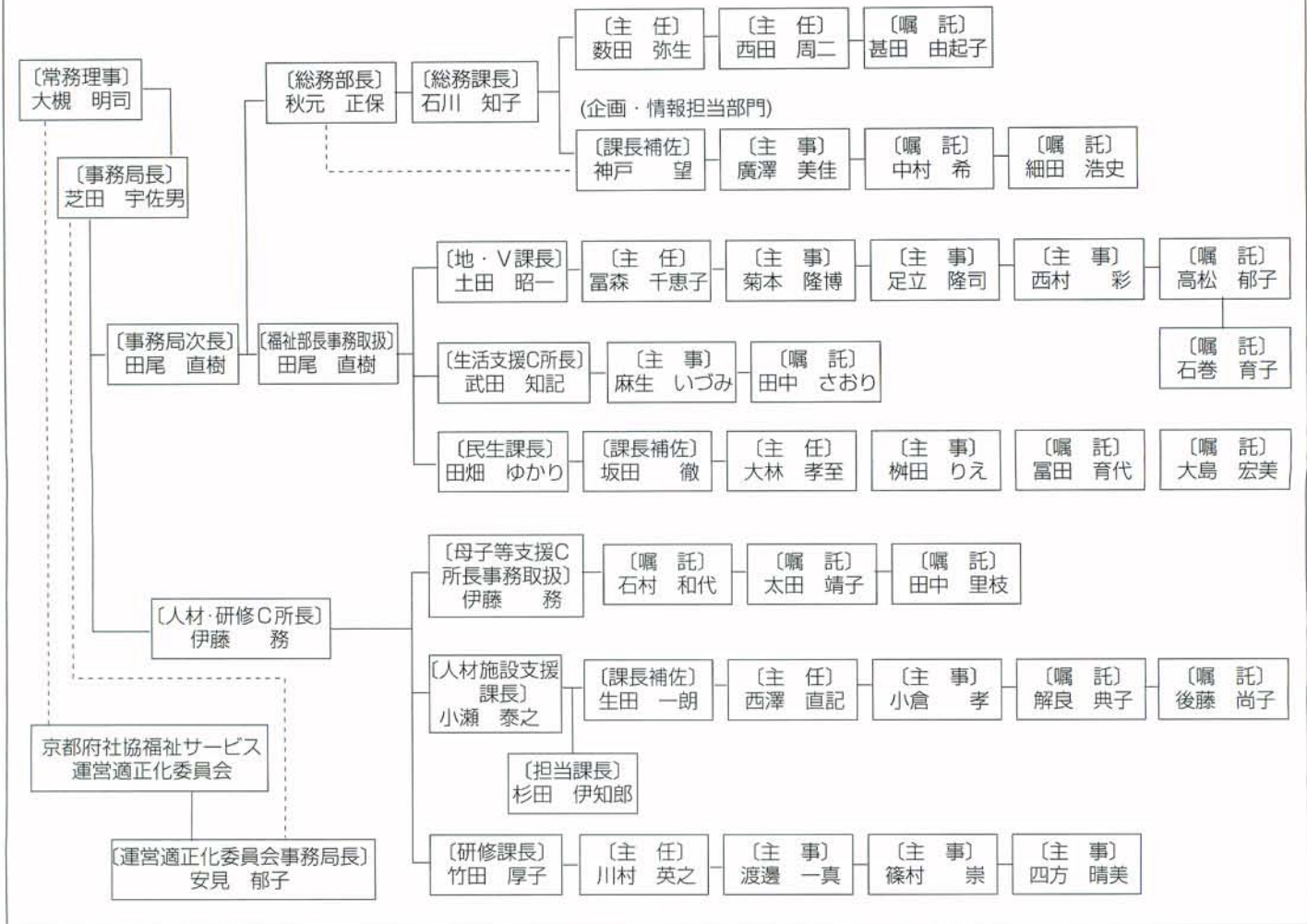
「基本情報」と「調査情報」の2種類です。「基本情報」は、職員体制、利用料金などの基本的な事実情報で、事業所が報告したことがそのまま公表されます。「調査情報」は、介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など、事業所が報告した情報について都道府県や調査機関が事実確認の調査を行った上で、公表されます。

「介護サービス情報の公表」 しくみと利用のしかた



平成18年度 京都府社会福祉協議会 事務局体制

平成18年4月1日



勇気ある一歩を
支える「安心」



ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

もありません

問合わせ・申込先

（福）京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6295

取扱代理店 株式会社 S. R. M

専用ダイヤル 075-822-8613

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注) 本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。